



議会だより

第94号

平成18年9月1日
 編集・発行
 議会だより編集委員会
 電話(22)0612
 富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/info/div/gikai/html/index.html>



行政視察研修（旭川駐屯地にて）

— 6月定例会 —

六月の定例会において、編集委員の交代がありました。今後とも、議会活動を市民の皆様にご理解いただくよう努力をまいりますので、よろしくお願ひします。

編集委員会

- 委員長 土橋舜作
 委員 松野貞雄
 奥協和一
 渡辺信隆
 勝俣進
 加々美宝

日程	内容
6月12日	本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 (閉会)
16日	本会議 ○市政一般質問
20日	総務経済委員会 ○付託議案の審査
21日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査 本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 ○固定資産評価審査委員会委員の選任 ○人権擁護委員の推薦 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合・広域行政事務組合各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)
23日	

会期日程

6月定例会

平成十八年六月定例会は、六月十二日開会され、十二日間の会期を終えて二十三日に閉会しました。

この定例会では、市税条例の一部改正など専決処分報告六件、平成十七年度一般会計における継続費繰越計算書など報告四件をはじめ、補正予算一件、条例の一部改正五件、指定管理者の指定一件、協議一件、人事案件二件、合計二十件の市長提出議案を審議し、すべて承認、可決、同意しました。

また、議員提案による意見書三件が可決されました。

さらに、議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、恩賜林組合議員並びに広域行政事務組合議員の辞任に伴う補欠選挙が行われました。

なお、正副議長の選挙が行われ第五十六代議長に佐藤達議員が、第五十四代副議長に渡辺利彦議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は五人の議員が行い、執行者の考えをただしました。

《就任あいさつ》

議長
佐藤 達



副議長
渡辺 利彦



市民の皆様には、平素より市政に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この六月定例会において、議員各位のご推挙により私たち二人が伝統ある富士吉田市議会第五十六代議長及び第五十四代副議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄でありますとともに、その責務の重大さを痛感いたしております。

ご承知のとおり、国の地方交付税の削減などにより本市の財政は非常に厳しい状況であり、従来にも増して行財政の改革を積極的に推進し、健全な財政を確保しながら、的確な行政運営を目指していかねばならないものと考えております。

また、改正地方自治法が

成立し、議会への権限が強化され、従前以上に議会の責任は重く、市民の皆様への期待も高まるものと考えており、身の引き締まる思いがしております。

さらに、本市には演習場、少子高齢化社会等に関する対策をはじめとする諸課題が山積しています。

これらの課題の解消などを筆頭に、本市の発展と市民福祉の向上並びに議会の円滑なる運営のため全身全霊、懸命に努力をいたしてまいることが私たちに課せられた責務であると考えております。

何とぞ皆様の一層のご指導とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

表彰

先に開催されました全国市議会議長会、関東市議会議長会、及び山梨県市議会議長会の各総会において、議員永年勤続（三十五年）特別表彰を鈴木森夫議員が表彰され、議員永年勤続（十五年）一般表彰を土橋舜作議員、奥協和一議員、渡辺信隆議員がそれぞれ表彰され、六月定例会において、表彰状と記念品の伝達が行われました。

特別表彰



鈴木森夫議員

一般表彰



土橋舜作議員



奥協和一議員



渡辺信隆議員

上程案件一覧表

(専決処分報告)

- 富士吉田市税条例の一部改正
- 富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正
- 富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 平成 17 年度富士吉田市一般会計補正予算第九号
- 平成 17 年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第四号
- 平成 17 年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算第一号

(報告)

- 継続費繰越計算書 (平成 17 年度富士吉田市一般会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書 (平成 17 年度富士吉田市一般会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書 (平成 17 年度富士吉田市下水道事業特別会計予算)
- 繰越明許費繰越計算書 (平成 17 年度富士吉田市大明見水道特別会計予算)

(補正予算)

- 平成 18 年度富士吉田市一般会計補正予算第一号

(条例の一部改正)

- 富士吉田市行政手続条例
- 富士吉田市総合計画審議会条例
- 富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 富士吉田市職員給与条例
- 富士吉田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(指定管理者の指定)

- 富士吉田臨床検査センター

(協議)

- 富士北麓自立支援給付認定審査会の共同設置

(意見書)

- 基地対策予算の増額を求める意見書
- 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書
- 道路特定財源確保に関する意見書

(人事)

- 富士吉田市固定資産評価審査委員の選任
- 人権養護委員の推薦

(選任)

- 富士吉田市議会運営委員会委員の選任
- 富士吉田市議会常任委員会委員の選任

(選挙)

- 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙
- 富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙
- 富士吉田市議会正副議長の選挙

委員会の審査から

総務経済委員会

審議案件

①富士吉田市行政手続条例の一部改正について

②富士吉田市総合計画審議会条例の一部改正について

③富士吉田市職員給与条例の一部改正について

④富士吉田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

⑤平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第一号)

審議結果

①富士吉田市行政手続条例の一部改正でありまして、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続法の条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②富士吉田市総合計画審議会条例の一部改正でありまして、富士吉田市総合計画審議会の委員構成に「公募による市民」を加えるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③富士吉田市職員給与条例の一部改正でありまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④富士吉田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でありまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、退職報償金支給額の一部を引き上げるため、所要の改正

を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ二百二十一万円を追加し、総額を百九十億六千七百二十一万円とするものであります。

歳入では、国庫支出金百十万四千円、自立支援給付認定審査会共同設置

負担金百万円、県支出金十万六千円を増額するものであります。

歳出では、自立支援給付認定審査会委員報酬九十六万円、障害程度区分認定事業手数料六十三万円、障害児デイサービス事業扶助費四十二万八千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

審議案件

①富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

②富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について

③富士北麓自立支援給付認定審査会の共同設置に関する協議について

審査結果

①富士吉田市特別職の職

員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありまして、障害者自立支援法の施行による富士北麓自立支援給付認定審査会の共同設置に伴い、委員報酬額等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の第二第三項の規定により、富士吉田臨床検査センターの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③富士北麓自立支援給付認定審査会の共同設置に関する協議でありまして、障害者自立支援法第十五条に規定する障害程度区分の審査判定業務を行う審査会について、地方自治法第二五二条の七第一項の規定により、西桂町、忍野村及び山中湖村と共同して設置するのであり、同条第三項の規定により、議会の議決を要するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

6月市政 一般質問

六月十六日本会議において、次の議員によって一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（九月）より、市立図書館において閲覧できます。

渡辺 利彦 議員
松野 貞雄 議員
宮下 正男 議員
太田 利政 議員
佐藤みどり 議員



渡辺利彦議員

①(仮称)市民文化エリアの整備計画について

「一回目の質問」

当初は総事業費を三十一億九千万円と見込み、実施設計を執行するにあたり、四十四億円になるとの説明を受けた。

なぜ、十二億円もの増額になったのか、具体的な要因について伺う。

また、どうして増額変更を決定されたのかその理由も伺う。

「二回目の市長答弁」

市民文化エリアの整備費については、当初は、整備計画の面積や一般的な建設単価などにより

見込んだものであり、今回、策定した基本設計では、基本的な仕様を設定し、算出したものであり、さらには、施設機能を高めるため、設備機器等にも配慮したことにより、事業費が増えたものである。市民会館、図書館、富士五湖文化センターという施設の性質などから、各種の市民活動の拠点として相応しい施設とするため、基本設計を行った結果、総事業費を約四十二億円と見込んだところである。この市民

文化エリア整備事業は、本市の文化活動・生涯学習・教育・交流の中核拠点施設として整備するものである。

「二回目の質問」

市長答弁では、十一月の議員協議会において、図面等を使い総事業費三十一億九千万円となる説明をしながら、基本設計の結果四十四億円では、巨額の増額となった説明になっていない。また、資金計画面では、基金を有効活用すると答弁しているが、基金をいくら使い、残額はいくらになるか、市長の見解を伺う。

この事業は、本当に市にとって最優先事業なのか、健康福祉センターのほうが最重要課題ではなかったのか。誰のことを考え、財源・基金を食いつぶし、市にとって、どのような効果があるか、さらには、今回の基本設計による事業費は適正と考えている市長は、富士吉田市をどこへ導こうとしているか答弁願う。

「二回目の市長答弁」

市民文化エリアの整備事業費については、基本設計において、文化エリア整備に必要な各種工事を設定し、設計・積算した事業費である。

次に、資金計画については、「まちづくり交付金」、教育文化振興基金、公共施設整備基金などを活用して参る。

基金については、私が市長就任時の平成十五年以降以降積み立てて参り、現在では、七十四億三千六百万円となり、二十二億七千八百万円の増額となっている。

私は、地域、市の発展には、まず人づくりが基本であると考えている。市民の皆様がそれぞれの分野で活動していただけるよう施策・事業の緊急度、重要度・優先度等から、次世代を担う子供たちの教育、高齢化社会に対応した生涯学習、市民の交流や富士山に関する歴史的文化など、地域が持っている知的資産を引き継ぐ役割も重要であるとの強い信念のもとに、事業

に取り組んでいるところである。

「三回目の質問」

これまでの市長答弁では、四十四億円に増えたこと、指摘を受けての一億九千万円の減額について、説明が無く理解できない。財政運営でも、影響がないと答弁しているが、将来への影響があると考え。市の財政を考えると、市長の言う「一般的な図書館」で市民が満足する図書館建設ができると思うが、市長の見解を伺う。

「三回目の市長答弁」

市民文化エリアの整備事業にかかる事業費の削減については、議会の御意見を踏まえながら、設備機器等の整備の仕方を検討した結果である。

市民文化エリアの整備については、多くの市民の要望に応えるために整備し、この先数十年にわたって利用・活用していただく施設である。

多くの市民の皆様が快適に利用していただくため、より良い施設環境や教育環境を提供し、市民

6月市政一般質問

の文化創造活動・交流及び生涯学習の場となる市民文化活動の拠点施設等となり、市民の文化、教

育・福祉向上や地域の活性化が図られるものと考えている。

②市道新倉南線を含めた国道バイパスのアクセス道路について

【二回目の質問】

市長は渡辺孝夫議員の一般質問に対し、「トンネルの坑口が決定しなければ事業を進めることができない」と答弁しているが、何のために市道認定して国庫補助事業として実施することとしているのか市長の考えを伺う。

市道認定して国庫補助事業として実施するかについては、仮称新倉トンネルのアクセス道路として国庫補助事業で実施するために、平成十七年三月議会において、市道認定の議決をいただき、市道になった時点で横浜防衛施設局に国庫補助事業として事業実施できるように働きかけをし、民生安定事業の補助事業として実施が可能となり、平成十八年度実施設計、平成十九年度から用地買収を行うべく国に対し概算要求を行っているところである。

さらに、新倉南線が進捗しなければ新倉南線終点とトンネル出口までのアクセス道路は、県が費用負担すると聞き及んでいるが、どの様な計画になっているのか疑義があるので、この点も伺う。

次に、市道新倉南線の終点からトンネル出口までのアクセス道路の費用負担については、その経費は山梨県が負担することとなっており、新倉南線についても一部負担、あるいは工事施工を行っていただけようお願い

また、四十数年前から都市計画決定されている新倉中通り線は、新倉南線とほぼ同じ路線計画であると思うが今後の計画予定はどの様になっているか併せて伺う。

【二回目の市長答弁】

まず、市道新倉南線は

して参る。

また、都市計画街路新倉中通り線の今後の計画ですが、都市計画街路を市道新倉南線に置き換える方向で行きたいと考えている。

【二回目の質問】

今回、民生安定事業として、平成十八年度実施設計、平成十九年度から用地買収とのことで概算要求しているとの予定でトンネル完成に併せ、市道新倉南線及びアクセス道路が完成できるか再度伺う。都市計画街路新倉中通り線を市道新倉南線に置き換える方向とのことだが、変更にあたり、手続き、日程、はどうなるのか、新倉南線が都市計画街路に位置づけられることによりどうなるのか、四十年間規制を受けてきた住民にはどのような対応をするのか伺う。

【二回目の市長答弁】

まず、仮称新倉トンネルの完成に併せた市道新倉南線と、そのアクセス道路の完成は出来るか、山梨県で施工する仮称新倉トンネルの完成予定は

平成二十四年度であり、本年四月の演習場対策特別委員会において、同時期完成に向けて努力していくと説明している。

平成十九年度より、用地交渉を行って参り、用地の確保ができた第順次工事を行って参る。

次に、都市計画街路を変更する上での手続き及び日程ですが、都市計画法に基づき、まず、住民説明会を行い、その後、諸手続きを経て、富士吉田市都市計画審議会に諮問し、答申をいただき、決定する。

日程については、関係

③市道の県道昇格について

【二回目の質問】

大明見から市道米倉線を經由して西桂町に通じる市道の県道昇格について、これまでの市長答弁で平成十六年度中には作業が終了すると聞いていたが、なぜ、今もって県道昇格の作業が進捗していないのか伺う。

【二回目の市長答弁】

特に、西桂町は十年前に手続を終え、県は本市の手続を待っていると聞

平成十六年度に昇格する予定でありましたが、県と協議する中で、道路敷地内に個人名義の土地が存在するため、相続問題、また、公図と現況が著しく食違っている等、問

機関との協議も必要なため、本年度中に富士吉田市都市計画審議会に諮問いたしたいと考えている。次に、市道新倉南線の都市計画街路への位置付けですが、仮称新倉トンネルと連結するなど、防災的にも緊急性の高い路線ですので、事業を確実に進めるため都市計画の変更をするものである。次に、これまで規制を受けてきた住民への対応ですが、住民説明会などを開催し、都市計画法に基づき誠意をもって対応して参りたいと考えている。

題があり手続きが遅れている状況となっている。今後、早くも早急に県道昇格ができるよう努力を重ねて参りたいと考えている。

【二回目の質問】

十年前も前に手続を終えた西桂町に多大な迷惑を掛けていたと思わないのか。市長を先頭に本腰を入れた対応が必要であり、西桂町だけでも先行施工をしてもらう配慮を示す必要がある。未処理部分で平成十六年度以降の地権者交渉等の進捗状

④ 温泉施設について

【一回目の質問】

平成十六年六月の私の一般質問では、積極的な答弁をしているが、その後、まちづくり事業での取り組みはどの様になったのか。また、平成十七年の温泉探査結果は、結果として温泉設備に結び付けようとしなかったのか。平成十八年にも事業費が盛られている。結局は民間事業者により、市民要望の高かった温泉施設が実現されようとしている。市長は温泉施設に

況と現在の未処理部分ほどのくらいあるのか、諸問題すべてを解決するのどのくらいかかると考えているのか、日程・件数等具体的に示して答弁願う。

【二回目の市長答弁】

当該路線の登記未処理分は、現在、相続問題十一筆、境界問題十七筆、計二十八筆となっている。今後も県と協議を行いながら、県道昇格ができるよう努力を重ねて参りたいと考えている。

【一回目の市長答弁】

見切りをつけたと答弁されるのが現実的な対応であると思うが、見解を伺う。平成十六年度に行った温泉探査では、中央駐車場跡地など意図した場所には、湯脈が無いとの結果が出た。それを受け、昨年度は、中央駐車場跡地での銭湯の施設設置について検討して参った。厳しい財政状況を踏まえ、民活導入も視野に入

れ、民間事業者との連携も模索・検討して参った。

その結果、敷地面積の不足や立地条件などが指摘され、「現状では採算が取れない」などの理由で、事業実施への参加を見送られた経過がある。

【二回目の市長答弁】

今後の取り組みは、まちづくり事業等を見据える中で、銭湯的施設設置について、さらなる調査を実施して参りたい。

【一回目の質問】

万策尽きた状態で、何の調査を実施するのか伺う。既に平成十六年六月の一般質問で複合的施設にすることで採択可能と答えている。今回のまちづくり事業を見据えてとの答弁は、採択可能になったことを意味するのか、それとも、何ら進捗はないのか、まちづくり事業の進捗状況と併せ、伺う。

【二回目の市長答弁】

温泉施設は、これまで温泉探査など必要な調査を行うとともに、併せてまちづくり事業の基本的な構想作りに取り組んで参ったが、その過程において、指定管理者制度の

制定など、民間にできることは民間に任すべきだとする行政への民間活力導入の時代潮流を勘案しながら、温泉施設整備についても民間企業との連携策などを模索して参った。

そのため、まちづくり事業の構想は、御案内のとおり温泉施設を意図した地点の探査結果や住民意向調査などを踏まえ、道路環境の整備を基本とした線の整備を中心に取り組みすることとしたところである。調査内容については、こうしたこれまでの経過や探査結果に対する議会での論議などを踏まえ、まちづくり事業や商工会議所が進めている。民間事業者などを中心に結成された下吉田まちづくり研究会の目指すまちづくりなどの基本的なコンセプトを勘案しながら、銭湯的施設の整備について調査検討を行っている。



松野貞雄議員

① 財政の健全化について、最小の経費で最大の効果を

【一回目の質問】

① 民間企業の徹底した経済合理化主義を学ぶため、職員を企業に派遣して現場研修を行うべきと考えるが、答弁願う。
② (仮称)市民文化エリア関連予算が十二億円も上積みされたが納得できる金額ではない。少しでも予算を圧縮、節約する
③ 近年、数パーセントの職員採用減を行っているが、人員の増加は、将来の財政負担をもたらす。財政硬直化の原因となる。行政は、目先のことだ

ことが市長の責任であると考えている。また、新築後のランニングコスト、投資対効果についても答弁願う。

6月市政 一般質問

けを考え、長期的行政運営に対して配慮が十分とはいえないが、答弁願う。

④経費の効率的使途を図るため、サンセット方式を導入し、条例・補助金を導いて、一定の年月には必ず見直すルールを確立すべきと考えるが、答弁願う。

⑤さらには、前年度の実績・効果を測定すること無く、先例第一主義で上積み要求するため、予算の効率化・能率化を考えずに予算が増え続けることになる。そこで、今後の予算編成には、ゼロベース予算を参考にすべきと思うが、答弁願う。

⑥本市のOA化の状況はどうか、

また、OA化により少ない人数で仕事を消化できれば、「最小の経費で最大の効果」を生むことにならないか、答弁願う。

【二回目の市長答弁】

①新たな発想と政策課題に対応する意欲や高い専門性を備えた職員の育成を図ることなどを目的として、職員研修計画を策定している。民間への派

遣研修は、この中に位置付けがなされており、これまで集合研修では民間のノウハウなどを学ぶ機会などを設けてきたが、具体的な派遣までには至っておりません。これから機会をとらえ、その実現に努めるとともに、あわせて職員研修の充実を図って参る。

②市民文化エリアの建設費は、基本的な仕様に基つき概算額を見込んだものである。

基本設計の策定段階において、文化施設として充実したサービスを提供するため機能的・効率的な利用形態に配慮し、より良い文化施設として付加価値を高める機器等の設備の採用などにより建設費が増えたものである。

新築後のランニングコストは、市民会館・富士五湖文化センターの運営は、指定管理者による業務委託を行い、年間約六千八百万円、図書館については、年間約一億九百万円、総額は、年間約一億七千七百万円の運営費

を見込んでいます。

投資対効果は、快適で機能的、安全で誰もが利用できる、市民の暮らしを支え、誇りとなるような文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点となる施設にし、地域に密着した市民文化活動の拠点施設として、本市の文化・教育の向上や地域の活性化に大きく寄与するものと考えている。

③長期的な職員の定数に対する配慮については、平成十四年度からの定員適正化計画、平成十七年度からは、集中改革プランの策定を行い、平成二十一年度までの五カ年間の削減数値を定め、職員定数の管理を計画的に実施している。

④、⑤予算の編成方法については、平成十九年度からの予算編成は、各事業部門に一定の予算枠を配分し、各事業部の住民ニーズなどの確な把握と住民の目線に立った、自主的な予算編成に取り組んで参る。

これまでも予算編成の基本的な方針として、

事務事業評価をもとに、既存の事務事業の見直しを進め、ビルド・アンド・スクラップの考えを基本として参ったが、これに加えさらに、枠配分方式の導入により、より住民に近いところで、各事業部の判断で事業の廃止・新規立案などが自律的、柔軟に行われるなど、各事業部の視点に立った効果的かつ効果的な行財政運営が図れるものと考えている。

⑥計画的な定数管理と事務の改善・効率化を図ること、また行政サービスの向上を図る観点からも、OA化の推進に取り組みできました。これまでにも、大きなところとしては、統合型地理情報システムの導入、クラウドサービスを進めてきました。今後も引き続き必要な取り組みを進めて参りたいと考えています。

【二回目の質問】

地方公共団体の財政の健全性を示す指標に経常収支比率を用いるが、我

が市の経常収支比率は何%か答弁願う。

文化エリア建設について、総額四十二億数千万円では、市民一人当たり約八百万円の負担となり、財政上大きな問題として財政秩序を乱し、放漫財政となることは必然と考えるが、答弁願う。

実施設計費について、当初は五千五百万円で計上されているが、四十二億数千万円になっても同額であると理解してよろしいか、答弁願う。

厳しい財政状況の中で、どのようにして住民サービスを向上し、真の住民福祉につなげるかが重要であり、市民に大きな効果を与えることが市長の責務であると考えているが、答弁願う。

【二回目の市長答弁】

経常収支比率は、80パーセント程度が妥当であると考えられている。本市においては、現時点、直近の平成十六年度決算数値に基づき算出すると、81・7パーセントである。この数字を全国平均などの数値と比較する

と、全国平均では90・5パーセント、県下十二市平均では82・2パーセントとなっている。

市民文化エリアの整備費を起因とする財政状況であるが、教育文化振興基金、公共施設整備基金などを計画的に積み立て、本市の財政状況が逼迫しないよう中長期的な財政計画に基づき事業を進めている。

実施設計費は、予算の範囲内で対応する。

建設後のランニングコストは、電気、光熱水費、施設管理費や職員の増員による人件費の増額など、現時点で予測される経費について見込んだものである。

現在の財政状況の中で市民文化エリアの整備は、利用者の要望や安全

②職員定数の抜本的見直しについて

「二回目の質問」

行政需要が増大する中、少ない人数で効率を上げるための事務事業の見直しに無関心で来た。これからは、上を見て財源を求める依存体質か

性などの状況を改善することにより、図書館・市民会館・富士五湖文化センターの機能の充実を図り、情報の提供による人材の育成や地域交流、人的交流の場など多目的に利用・活用していただき、本市の文化・教育の向上や地域の活性化など、総合的な住民の福祉向上に繋がっていくものと考えている。

厳しい財政状況下での重要な施策の積極的展開は、決して相容れないものではなく、こうした状況下においては、むしろ両者が相容れるような状況を整備し、行財政運営を図って行くことが、このような時代に市政運営を託された者の使命であると考えている。

ら、問題や矛盾を自らの手で解決する発想の転換が最も重要と考えるが、答弁願う。

もはや、職員削減は、聖域ではなく、市においても職員定数削減計画を

立て、五年以内に実現するとか、はっきりとした目標を定める必要があると思うがどうか？

我が市でも新規採用を抑えるといわれる中、今年度、退職者十二人に対し、三十五人を採用している。「士気の高いやる気のある職員の体制づくり」のため

①、新規採用を抑制、退職勧奨制度を強化し、退職者補充を行わない。

②、既存事業を見直し、民間委託を推進する。

③、コンピュータを導入し、OA体制を確立する。

④、機構を簡素化し職員の機動力を発揮させる。課長補佐、参事、課長制の見直し。

⑤、単純労務員の民間委託を図る。など抜本的な人減らし対策を行わなければ、財政の健全化にはなりえないが、答弁願います。

「二回目の市長答弁」

職員定数削減計画は、定員適正計画により進めてきたが、国の新たな指

針により、「富士吉田市集中改革プラン」を策定し、平成二十一年度までの五年間で、一般職員4・66パーセントの削減目標を定め、適正管理に努めている。

本年度の採用の内訳は、事務職員では十名の退職者に対し、四名の採用で六名の減員。医師については、年間を通じて退職・採用あり、実質的にはほぼ同数である。

「士気の高いやる気のある職員の体制づくり」として、①、年齢構成や職種等を考慮し、計画的に採用していく。②、指定管理者制度を導入する中で、業務委託も推進していく。③、OA化により事務の効率化に努めており、今後も引き続き進めていく。④、平成十八年度組織機構改革を実施、五部編成を三部編成に、また、職務階制の見直しなどにより、職務

職責の明確化を行った。⑤、業務内容や公共性、安全性等を考慮したい。

「二回目の質問」

電算化による余剰労働

力をどのように処理されたか、また、十数か所の指定管理者導入により、経費はいくら削減されたか、答弁願う。

職員の削減について、五年間で4・6パーセントの削減と答弁しているが、一年で一パーセントにも満たない。少なくとも市民が納得する具体的な数の見直しを一日も早く実行すべきと考えるが、答弁願う。

「二回目の市長答弁」

電算化の大きな目的は、ITの便益を最大限に活用し、行政サービスの向上を図るものであり、職員の削減には直接結びつきにくい部分もあるが、事務の効率化を図り適正な職員配置に努めている。

指定管理者制度の導入により、経費約八百万円、職員二名を削減した。4・6パーセントの削減については、総務省より目標数値であり、これをベースに適正な定員管理に努める。

6月市政 一般質問



宮下正男議員

①市民会館・図書館・富士五湖文化センターの整備事業について

「二回目の質問」

①基本設計が終わった段階で全体の事業費はどのくらいの額が積算されているのか。一定の品質・グレードを得るためには、一定額の前算投入はやむをえないと考えられているが、積算された建設費について市長の考えを伺う。

②国の財政も厳しい中、財源としてのまちづくり交付金の交渉状況について伺う。

③建設規模等を見ても市内の建設業者で十分対応が可能な施設と考えるが、市内業者への発注について、市長の考えを伺う。

④事業規模から見て、継続事業になると思われる。そこで、工事について、市民会館・図書館の建替工事と富士五湖文化

センターの増改築工事に分け、建替工事を第一期

増改築工事を第二期と位置づけて工事の進捗を図ることを提案するが、二期に分けた工事の進め方について、市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

①基本設計において積算された図書館・市民会館の複合施設の建設費は、約二十二億七千万円、富士五湖文化センターの増築・改修は、約十一億六千万円、専用駐車場の建設を含めた外構工事などが約七億七千万円であり、エリア内の全体の整備費は、合計で約四十二億円余りを予定しております。

②財源の確保については、国土交通省の「まちづくり交付金」は、下吉田地区の都市再生整備計

画に基づき事業採択を受けたところであり、平成十八年度分の交付金は既に交付決定を受けた。

③建設工事の市内業者への発注は、地元企業の育成と地域経済の発展のために、地元企業に発注することを基本に考えている。

④新築工事と増築・改修工事を二期に分け、平成十八年度中に図書館・市民会館の複合施設の主体工程を第一期工事として着手し、次年度において、富士五湖文化センターの増築・改修工事、外構工事などを第二期工事として整備事業の推進を図っていききたい。

「二回目の質問」

図書館建設について、数多くの市民の意見を聴き、また、議会においても、一定の品質・グレードのある施設とするなどを要望した経緯もあり、市民文化エリア整備事業の基本設計は、文化施設の性質から、特殊な設備や付加価値のある設備等を考慮してあるとの

答弁であったが、市長の政治姿勢から当然、市民要望

を反映してあると思うが、市長の考えを伺う。

地域の教育・文化の中核拠点施設として、施設環境のグレードを高くするとともに、利用者の利便性を考慮し、文化活動、交流、生涯学習の場として、今後数十年に渡り、多くの市民に利用・活用していただく施設であることから、市民文化エリア整備事業の総事業費は、四十二億円余りかける事業で適切であるとの答弁であるが、再度市民に分かりやすく市長の考えを伺う。

市民文化エリア整備事業のような大型の公共事業は、万全な財源確保策を講じるとともに、中期の財政計画を立て、財政の健全化について十分に検討した上で、事業執行の適否を決定することが執行者の責務であり、極めて厳しい財政状況の中であっても、確固たる信念をもって事業を執行しようとしている市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

図書館建設は、市民の

皆様方の関心が高く、各方面から貴重な御意見をお聴きするとともに、「みんなで作る新市立図書館委員会」や、「市民談話室」や「フリートーク富士吉田」の場においても、市民要望等をいただき検討をした。

事業の適正性は、基本的な仕様にに基づき、四十二億円余りの総事業費を見込み施設の充実、すべての人に優しいユニバーサル・デザイン対応など特別な仕様となっていない。このように、施設の付加価値を高め、施設の機能の向上を図るとともに、市民要望にこたえるために算定しているため、適正な額であると判断している。

中期の財政運営上の見地からの事業費の財源の確保は、「まちづくり交付金」や「基金」を有効に活用していく考えである。

当該事業の執行は、基金の設置目的から教育文化振興基金及び公共施設整備基金を有効に活用する。

市民福祉の向上及び市勢伸展への対応を図るため、中期的な財政計画に基づき、新たな財源の確保を推進している。

② 青少年の非行防止対策について

「一回目の質問」

家庭環境が原因とされる少年の非行が増加しているが、行政としてこうした少年非行の現状をどのように捉え、これまでにどのような対応をしてきたか、さらには今後どのような非行防止対策を考えているか、教育長の考えを伺う。

青少年の非行問題は、家庭教育に問題がある場合が多いと認識している。学校・教育委員会では、PTAや地域との連携を図りながら、様々な指導や対応を行っている。また、警察署・児童相談所・要保護児童対策地域協議会等の専門機関との情報の共有化や対応の共通化を進めながら、効果的な指導体制を確立する対策を進めている。

平成十八年度には、大規模な中学校二校に市費

保策を講じるなど、健全な財政運営に資する中で市民文化エリア整備事業を推進している。

負担教員を配置して、生徒指導対策の強化を図った。

今後は、小学校と中学校の連携した生徒指導を行い、相談事業の充実を図っていく。

「二回目の質問」

教育長答弁の「関係機関等とのさらなる連携強化」のためには情報の共有化が重要であるが、学校に関する情報提示と共有化に関し、教育長の考えを伺う。

教育長答弁の「効果的な指導体制を確立するための具体策」に対して、現在どのような考えか伺う。

文科省の「教育改革のための重点行動計画」では子供の基本的生活習慣の乱れ等が要因として挙げられ、対応策としては家庭・地域の教育力の向上が掲げられているが、こうした国の行動計画に教育委員会としてどのよ

うに対応されるか伺う。

喫煙の低年齢化が進んでいるが、吸わない教育や煙のない環境づくり、禁煙サポートのために、医療・教育・地域が連携し、タバコから子供を守る「防煙」の取り組みを広めたらどうか、教育長の考えを伺う。

「二回目の教育長答弁」

学校運営状況や非行問題に関する情報は、個人情報保護との関連が強く、慎重な対応を行う中で、状況に応じた情報の共有化を図る。

効果的な指導体制を確立するために、家庭・地域との連携を進め、PTAや学校評議員等の意見を参考に、必要な改革を進めていく。

「一回目の質問」

① 障害者自立支援法は、障害者が受けたサービスに対し応益負担を求めものであるが、市長の障害者自立支援法に対する根本的な認識を伺う。

② 本市における障害者自立支援法の対象となる、

また、学校での生徒指導体制の強化を図るため、教職員の共通理解を進め、教育委員会と各校の総力を結集し、組織的に生徒指導に取り組んでいく。

文科科学省の重点行動計画に沿った対応として、地域会議などを活用し、地域・家庭との連携を進める。

中学生の喫煙問題については、実態の把握を行い指導にあたっており、保健教育の中で喫煙の健康被害の啓蒙を行っているが、子どもを守る「防煙」の取り組みに関しては、個別の相談ケースとして対応し、医療分野や地域との連携を図りながら、検討を進めていく。

③ 障害者自立支援法について

「一回目の市長答弁」

身体・精神・知的を合わせた障害者の総数を示してほしい。また、その人数把握の基準は何に基づきかも示してほしい。

① 障害者自立支援法に対する根本的な認識について、障害者の地域生活と

就労を推進し、自立のための支援をする観点から、これまで障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた各種福祉サービスを、一元的に提供する仕組みとして創設されたものと認識している。

国や地方における財政状況の逼迫に伴い、すべての国民がそれぞれの法律や制度の中で公平に負担をし、互いに社会を支え合っていくためのものであると受け止めている。

今後においては、障害者自立支援法による本制度を、障害のある方々が十分活用され、多くの分野でそれぞれの状況に合った自立がなされるよう、円滑に事業の推進を図っていかねければならないと考えている。

② 本市における自立支援法の対象となる障害者の方々の総数については、現在二千七百三十八人である。

人数の把握については、基本的に身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付をもと

6月市政 一般質問

にしている。

【二回目の質問】

先ほどの答弁での、自立支援法の対象となる二千七百三十八人に対して、この法律の内容の周知徹底をどのような方法で行っているのかお聞きする。

作成が義務づけられている障害福祉計画の基礎となる障害者ニーズをどう把握しようとしているのかお聞きする。

障害者の負担軽減措置をどのように考えているか伺う。

認定審査会の委員の人数について、基本的な考え方をお聞きする。

地域生活支援事業についてどのように考えているのか伺う。

【二回目の市長答弁】

一点目の障害者自立支援法の周知徹底については、広報に掲載するとともに、現在、各種サービスを受けておられる方々に、個別に資料提供や説明を行っており、あらゆる機会を捉えながらきめ細かい周知徹底に努めて参りたいと考えている。

二点目の障害者福祉計画における障害者ニーズ

の把握については、富士吉田市障害者保健福祉計画を基本とし、障害者団体における独自のニーズ調査を活用しながら、障害者個々のケースにおけるニーズの把握に十分努めて参りたいと考えている。

三点目の障害者の負担

軽減措置については、市独自の利用料減免制度の実施にあたり、サービスの内容、利用料の具体的な金額、低所得者への配慮等を総合的に勘案しながら、法の施行後の推移を見極めつつ、慎重に検討して参りたいと考えている。

四点目の認定審査会の

委員の人数については、身体、知的、精神の三障害に関する審査となるので、それぞれの特性を十分配慮し、医療、保健、福祉の関係有識者等から人選をさせていただきたいと考えている。

地域生活支援事業については、ニーズ調査等を十分勘案しながら、相談支援、移動支援、コミュ

ニケーション支援、日常生活用具の給付等、市町村必須事業とされている

各種事業を積極的に立ち上げ、サービスの普及に努めて参りたいと考えている。

【三回目の質問】

自治体独自の負担軽減措置については、甲府市をはじめ多くの自治体を実施する中、障害者の不安を再認識していただき、「推移を見極めつつ、慎重に検討する。」などと言わず、早急に答えを出すべきと思うが、再度市長の考えを伺う。

認定審査会の委員の人数

について、厚生労働省資料等では「中立公正な立場で審査できる学識経験者」「身体・知的・精神の均衡ある構成」、「障害者を委員に加えることが望ましい」と言われているが、これらを十分考慮した委員構成とされるのか市長の考えを伺う。

地域生活支援事業を進める上では「地域自立支援協議会」が重要であり、地方交付税で配分される協議会の財源は、市町村

の取り組み次第と言わ

れている。国の対応スケジュールでは、今年三月には委員選定、十月には協議会開始となっているが、メンバー構成等について市長の考え方と、本市の状況を伺う。

【三回目の市長答弁】

障害者の負担軽減措置については、制度の中に、減免や月額負担上限額の設定があり、低所得者の方々に配慮した軽減策

が講じられているので、

個々のケースについて、その適用が十分図られるよう事業の推進に努めて参りたいと考えている。

認定審査会の委員の人選については、身体、知的、精神の三障害に十分配慮した人選をさせていただきたいと考えている。

地域自立支援協議会の

設置については、十月までの早い時期に設置をしたいと考えている。



太田利政議員

①インターチェンジの設置について

【二回目の質問】

国が予算を付けた国道一三八号線四車線化と連動するように、私は十六年六月、十七年六月の定例会で「仮称富士吉田北I・C設置について」を

質問しており、昨年六月

の一般質問では市長がこの件に関して発言している。そこで、質問から一年が経った中、市長は「今後国との協議を行う」と

の答弁であったが、市民が関心を持っているI・C設置についての、その後の国との協議の進捗状況を伺う。

【二回目の市長答弁】

中央自動車道富士吉田線へのETCによる簡易インターチェンジの設置は、国土交通省への陳情の中で、地元自治体として、設置に伴う用地やアクセス道路の確保が求められる

ているところである。

したがって、事業の進捗を図るためには、いずれも、県の協力が必要不可欠となるため、機会あるごとにお願ひしているが、県の財政状況も非常に厳しく、早期に協力していただくことは難しい状況にある。

インターチェンジの設置は、交通渋滞対策、富士山火山災害対策はもとより、本市地域経済の活性化を図る上でも、必要不可欠であり、今後も、引き続き、なお一層、県の協力を求めて参る。

【二回目の質問】

県・国との協議については、その過程で今のうちから我が市なりの考え方を持つことが必要であると思う。それは、I・Cに関してETCシステムの考えで進むのか、また昨年の答弁で「I・Cの設置場所の考え方は国の5kmを目処に」この方針を前提として国との協議を通して明らかにする。また「用地取得などの必要最小限になる場所」と発言しているが、

設置エリアは何箇所なのか伺う。

【二回目の市長答弁】

本市における中央自動車道へのインター設置は、課題となる用地取得に対処するために、ETCによる簡易インターを考えている。

設置エリアは、工業団地近辺が最適ではないかと考える。また、仮称新倉トンネルとの関連で、県に中央自動車道への乗り入れを申し入れている状況もあり、今後も、なお一層、県・国の協力を求めて参りたい。

②地域密着型コミュニティFM放送局
について

【二回目の質問】

地域密着型「コミュニティFM」放送局は、住民の日常生活に密着した番組を提供することで生活・文化の向上や災害防犯情報を提供することができ、住民の安全等を守ることができ。わが市には富士山があるため、防災という観点から考えた上で、コミュニティFM放送局を開設しようとい

【三回目の質問】

ETCによる簡易インターとは、入口のインター、出口のインター二箇所設置なのか、それとも一箇所なのか、考えを伺う。

【三回目の市長答弁】

ETCによる簡易インターの設置は、用地確保及びアクセス道路確保の課題はあるが、出入り口については、都留インターと同様、大月、東京方面への入口と同方面からの出口となる、いわゆるハーフインターチェンジを想定している。

されたところである。

富士山周辺の市町村においても、既に小田原市や富士市等にコミュニティFM放送局が開設されているが、富士北麓地域では、現在、民間レベルにおいて、富士北麓地域全域を対象エリアとするコミュニティFM放送局の開局に向け、所管官庁に対し事務的な取り組みが行われている。

本市としても、住民や来訪者に対し災害時のみならず平常時においても、観光情報や行政情報を提供する有効な手法としてその利用価値は十分にあると考えており、可能な範囲での支援を行って参りたい。

【二回目の質問】

先の答弁で、コミュニティFM放送局の開局に向け、所管官庁に対して事務的な取り組みが行われており、本市として可能な範囲で支援を行いたいとの発言があった。前向きに考えていることは有り難いことである。そこで、市民にわかり易いように具体的に説

明をお願いしたい。

【二回目の市長答弁】

コミュニティFMは、市販のラジオで気軽に聴くことができ、災害や緊急時などに地域情報を速やかに伝達することが可能な通信手段である。

また、住民の日常生活に密着した番組を提供することにより、住民の生活・文化の向上と豊かなまちづくりに貢献するためのFM放送局として、平成十八年四月現在までに全国で約百九十局が開局されて、その放送対象エリアは市町村の行政区域とされ、原則、一市町村に一放送局とされている。

今回、民間事業者により、関東総合通信局に北麓地域の特殊性や古くからの一体性を根拠に富士北麓広域行政事務組合のエリアを放送対象とする事業認可を申請したところであるが、複数市町村を対象としていることから他局の許可状況などと比較勘案している段階であるとの報告を受けている。

6月市政 一般質問

③温泉施設について

「一回目の質問」

市長は市内に銭湯風の温泉施設を作ろうとしたが、温泉探査の結果良い成果が得られず、その場所への施設の建設を断念した事を委員会等で話されたことがあった。

市民からは「わが市には温泉施設が無く、市外に行けば料金が高い。なぜ作らないのか。」といった声が多く聞かれる。市民が求めている憩いの場、更には癒しの場としてもその施設は必要であると思うが、市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」

平成十六年度に行った温泉探査では、中央駐車場跡地など意図した場所には、湯脈が無いとの結果が出た。

それを受け、昨年度は、中央駐車場跡地での銭湯的施設設置について検討して参った。

厳しい財政状況を踏まえ、民活導入も視野に入れ、民間事業者との連携も模索・検討して参った。

その結果、敷地面積の不足や立地条件などが指摘され、「現状では採算が取れない。」などの理由で、事業実施への参加を見送られた経過がある。

今後の取り組みは、まちづくり事業等見据える中で、銭湯的施設設置について、さらなる調査を実施して参りたいと考えている。

「二回目の質問」

我が市では温泉施設についてはもう何十年もの懸案事項で、途中で進展しなくなることが度々であった。十数年前の温泉探査データをもう一度見直すことや地場産エリアに出ている温泉を活用するとか、湯の湧水量が少なければ、加水・加温すれば十分使用できるはずであり、要は工夫次第である。

先の答弁で、今後まちづくり事業等を見据える中で、銭湯的施設云々と言っているが、その考えはそれで良いとして、市民の為に早く施設を建

設することが、長年の懸案解決策だと思いが、どうか伺う。

「二回目の市長答弁」

温泉施設整備は、既存の温泉源の湯量及び濁りの問題に加え、市民の皆様が憩う場所として、交通弱者などの利便性をも勘案して、市中心部の適地に整備していく方針のもとに、これまで温泉探査などに取り組んで参った。

この中では、民間活力を導入することにより、市の負担を可能な限り軽減することを目的として民間企業との連携の可能性などを含め検討を進めて参ったが、条件が整わず見送られた経過があったことは、先ほど答弁申し上げたとおりである。

こうしたこれまでの取り組み経緯を踏まえ、現在、下吉田中心市街地で計画が進められているまちづくり事業や商工会議所が進めている民間事業者などを中心に結成された下吉田まちづくり研究会が目指すまちづくりの基本的なコンセプトとの連携などを勘案しながら、

銭湯的施設の整備について調査検討を行って参る。

行政が行う市税を投入した公共事業であるので、こうした積み重ねを経た慎重な取り組みは、欠かすことはできないと考えている。

「三回目の質問」

先ほどの答弁で地場産業センターの下は、「湯量が少なく濁りがあり、交通弱者の利便性を考え、市中心部云々」と言っているが、現在は温泉スタンドとして市民も利用している。また、濁りがあればあるなりの対処をなせしないのか、市中心部も結構だが今は車社会であるので、考えを伺う。

さらには、先ほどの「行政が行う市税を投入した公共事業ですが、積み重ねを経た慎重な取り組みは欠かすことができない。」市税を投入した公共事業と言う以上は、文化エリアの図書館等の問題でも、十数億円もの差があるが、十数億円も余分にかけられるなら、温泉施設が建設できるのではな

いか、考えを伺う。

「三回目の市長答弁」

博物館エリアの温泉源は「湯量」と「濁り」の問題や濁りを除去する際の「コスト」の問題があり、引き続き温泉スタンドとしての利用方法を継続することとした。

また、市中心市街地を候補地として選定した考え方については、空洞化が進む市中心市街地に新たな賑わいを創出しようとするまちづくりの観点と高齢者などの交通弱者にも対応した施設の利便性などを考慮して、例えて申し上げますと一石二鳥の効果を狙っての判断である。

(仮称)市民文化エリア整備と温泉施設整備とを比較しては、市長就任以来、「市民談話室」や「フリートークふじよしだ」、「みんなのでつくる新市立図書館委員会」を設け、市民の皆様の御意向や御意見に直接、耳を傾けることから着手し、その後、必要な作業を着実に積み上げてきたところである。



佐藤みどり議員

①子育て支援について

【一回目の質問】

子育ての観点では、健康長寿課と福祉課に業務が分かれ、便利とはいえない。今回の組織機構改革は試行期間で様子を見て見直しという考えでよろしいか。子育て全般を所管する子育て支援課が必要であると思うが、市長の考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

行政の組織機構は、刻々と変化する社会経済情勢に的確に対応した事業展開が可能となる体制を常に念頭に置き、体制整備を図らなければならぬものと考えている。したがって、今後も多様化する市民要望に的確に対応できる組織とするため、必要ときにその都度、随時、組織機能の見直しを行って参る。

事業は県事業であり、市町村においてはカード交付など窓口業務の協力を県より求められている。本事業については子育て支援の関わりだけではなく、商店街の活性化の一助ともなり得る事業であるので、本市としては県と十分連携を図りながら積極的に協力して参る。

【二回目の質問】

少子化対策として、子育て支援を最重要課題と捉え、窓口を一本化し、子育て支援課の設置が必要と考えるが、再度、答弁願う。

【二回目の質問】

昨年、食育基本法が制定されたが、本市における具体的な数値目標を掲げた食育推進計画についての考え方を伺う。

子供への食育指導として専門の栄養教諭を配置し、学校給食等を通じて推進することも計画されており、栄養教諭の配置について県への働きかけが大切であると思うが、

不妊治療費助成制度の導入について、治療法、金額等の制限を定めれば、無理な制度ではない。

国の制度と合わせて活用できるような積極的な推進が必要であると思うが、再度、導入についての考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

子育て支援課の設置については、試行期間とも言えるこの一年間の運営実態を見極める中で対処して参る。

不妊治療の助成制度の導入については、佐藤議員の御意見も踏まえ、慎重に検討して参る。

②食育推進について

栄養教諭についての考え方を伺う。

食育推進のため、学校、家庭、地域、企業等との連携をどのようにしていくかが大きなポイントとなるが、その取り組みについてどのように考えるか伺う。

【二回目の市長答弁】

食育推進計画の策定については、本年度、山梨県において食育基本計画

の策定を予定しており、この策定動向も踏まえ、国の計画とも整合性をもたせ、計画期間である平成二十二年度を目標に各種食育事業を推進する中で、計画策定して参る。

次に、食育推進のための連携への取り組みについては、住民主体の食育ネットワーク「命の大国ネットワーク」が発足し、既にいくつかの実践活動も展開しており、このネットワークを引き続き支援するとともに、市民の皆様への周知は勿論、関係機関への参加の働きかけ等、住民主体の活動を優先しつつ、官民一体となった大きな食育推進の輪に拡げて参る。

【二回目の教育長答弁】

現在、山梨県からは学校栄養職員として二名が派遣されているが、栄養教諭としての資格は有しているが「栄養教諭」としての採用とはなっていない。

「食育」をより推進していくには、学校栄養職員より幅広い指導などができる「栄養教諭」が必要

6月市政 一般質問

要となるので、採用について、県に働きかけていく。

【二回目の質問】

毎月十九日の「食育の日」については、家族と一緒に食事をするとか、朝ごはんをしっかり食べているかチェックするなど、また標語を募集して親子で食について語り合う機会をつくるなど、その活用方法はいろいろあると思うが、食育の日の活用について考えを伺う。

食育には実体験が何よりも大切であり、地域や家庭の協力をいただきながら、作物を栽培し、調理する。これを子供と一緒に行うことで好き嫌いをなくし、食への関心も高まっていくと思うが、実体験についてどのように考え、また市としての取り組み方をお聞きたい。

食育で大切なことは地産地消である。学校給食等での利用は多方面からメリットがあるが、一度に七千食という量に対して、どのように対応して

いくのか苦慮するところである。地産地消を学校給食についてどのように進めていくのか考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

「食育の日」の活用については、国の「食育推進基本計画」に示された七つの基本方針に則り、有効に活用する中で、食育推進事業に取り組んで参る。

次に、実体験については、既に子供料理教室やヘルシーレストランの開店等の事業を展開しており、さらに「命の大国ネット

③ A E Dについて

【二回目の質問】

心肺停止患者に電気ショックを与えて救命するA E Dについて、万一の場合に備え、スポーツ施設や人の集まる公共施設にも設置し、A E Dに関する救命講習を進めるべきと思うが、市長の考えを伺う。

トワーク」でも実践活動として、一年間を通じた稲作の実体験を予定しており、過日、稲の直播きを体験している。

「食育の日」の活用や実体験など食育推進に向け、官民一体となった活動の輪に拡げて参る。

次に、地産地消については、これまでも学校給食では地元産の米「ミルキークイン」を使用した。他の食材で一度に七千食分を確保することは、大変困難であるが、できる限り地産地消の考え方を進めて参る。

【二回目の市長答弁】

心肺停止直後のA E Dの活用が救命の鍵を握っており、本年度、小中学校、市役所と鐘山体育館に設置した。

今後も公共施設等に順次設置する。また、設置に合わせて講習会も開催する。

第三回臨時会

平成十八年第三回臨時会は平成十八年七月十日（会期一日間）に開催された。

○議案第六十八号、市道の変更について

内容は、山梨県が進めている（仮称）新倉トンネルの坑口が決定したことに伴い、当該トンネルへのアクセス道路ともなる市道新倉南線の終点、幅員及び延長を、それぞれ変更するものであり、審議の結果可決するものと決しました。

人事案件

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

古谷定光氏（上吉田七丁目十四番二十一号）
渡邊和雄氏（下吉田一一二番地）

人権擁護委員

堀内三由氏（新倉四一番地）
滝口政憲氏（上暮地八丁目九番三号）
荒井 繁氏（下吉田七五八番地）
渡邊治信氏（下吉田一七八七番地の三）
桑原 肇氏（大明見一一二番地の二）
加藤麗蔵氏（小明見二一六七番地）

議会の構成変わる

定例会最終日の六月二十三日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員、富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

議会運営委員会

委員長 土橋 舜作
副委員長 加々美 宝
委員 松野 貞雄
奥脇 和一
渡辺 信隆
勝俣 進

総務経済委員会

委員長 太田 利政
副委員長 宮下 正男
委員 松野 貞雄
渡辺 嘉男
渡辺 信隆
勝俣 進
戸田 元

文教厚生委員会

委員長 武藤 茂美
副委員長 佐藤みどり
委員 鈴木 森夫

建設水道委員会

委員長 宮下 豊
副委員長 宮下 哲夫
委員 土橋 舜作
奥脇 和一
佐藤 達
渡辺 孝夫

富士吉田市外二ヶ村恩賜 県有財産保護組合議員 (補欠選挙)

上吉田区域 佐藤みどり

富士五湖広域行政事務組 合議会議員 (補欠選挙)

奥脇 和一
渡辺 忠義
渡辺 孝夫
宮下 正男

議会の動き

議員協議会

四月二十四日に議員協議会が開催され、「(仮称)富士吉田市総合事業特定地域まちづくり事業について」の二件の協議が行われました。

演習場対策特別委員会

四月二十七日に演習場対策特別委員会が開催され、「平成十九年度概算要求について」調査研究が行われました。

行政視察研修

北富士演習場では、日米地位協定に基づいて24b施設として米軍の実弾射撃訓練が実施されており、

又、ゴミ処分場を利用した公園づくりなどを視察することにより、今後の業務に役立てることを目的として、見識を深め、研鑽を積むべく議員全員を対象とした行政視察研修が実施され、活発な議員の調査活動が行われました。

実施日 八月七日から九日

研修先 北海道旭川市旭川駐屯地、

モエレ沼公園他

内容 駐屯地及び都市整備事業における公園の役割に対する調査・研究。

議案の処理結果 (6月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
報告第3号	専決処分報告について	承認	市税条例の一部を改正するもので、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所得割税率の一律化、定率減税の廃止、地震保険料控除制度の創設、非課税限度額の改正など所要の改正を行ったもの。
報告第4号	専決処分報告について	承認	国民健康保険税条例の一部を改正するもので、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険納付金額の増額、公的年金等に係る所得割の特別控除の見直しなど、所要の改正を行ったもの。
報告第5号	専決処分報告について	承認	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもので、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基準額の引き下げなど、所要の改正を行ったもの。

議案の処理結果 (6月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
報告第6号	専決処分報告について	承認	平成17年度一般会計補正予算第9号で、歳入歳出それぞれ9,055万1千円を追加し、総額を195億4,687万8千円としたもの。
報告第7号	専決処分報告について	承認	平成17年度下水道事業特別会計補正予算第4号で、歳入歳出それぞれ1,852万6千円を減額し、総額を16億1,832万5千円としたもの。
報告第8号	専決処分報告について	承認	平成17年度老人保健特別会計補正予算第1号で、歳入歳出それぞれ2億5,017万6千円を減額し、総額を39億4,811万9千円としたもの。
報告第9号	継続費繰越計算書について	報告	平成17年度一般会計において、平成17年度から18年度までの2ヶ年継続事業の(仮称)明見湖公園トイレ整備事業外2件について、平成17年度年割額のうち1,339万7,458円を翌年度へ繰越したものの。繰越したものの。
報告第10号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成17年度一般会計において、職員住宅施設管理事業外9件、4億7,444万8,164円を翌年度へ繰越したものの。
報告第11号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成17年度下水道事業特別会計において、公共下水道建設事業2,461万5千円を翌年度へ繰越したものの。
報告第12号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成17年度大明見水道特別会計において、大明見水道施設整備事業1億5,405万3千円を翌年度へ繰越したものの。
議案第55号	富士吉田市行政手続条例の一部改正について	可決	行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続法の条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。
議案第56号	富士吉田市総合計画審議会条例の一部改正について	可決	総合計画審議会の委員構成に「公募による市民」を加えるため、所要の改正を行うもの。
議案第57号	富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可決	障害者自立支援法の施行による富士北麓自立支援給付認定審査会の共同設置に伴い、委員報酬額等について、所要の改正を行うもの。
議案第58号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	職員の時間外勤務手当の算出方法について、所要の改正を行うもの。
議案第59号	富士吉田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	可決	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、退職報償金支給額の一部を引き上げるため、所要の改正を行うもの。
議案第60号	富士吉田臨床検査センターの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田臨床検査センターの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第61号	富士北麓自立支援給付認定審査会の共同設置に関する協議について	可決	障害者自立支援法第15条に規定する障害程度区分の審査判定業務を行う審査会について、地方自治法第252条の7第1項の規定により、西桂町、忍野村及び山中湖村と共同して設置するもの。
議案第62号	平成18年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)	可決	平成18年度一般会計補正予算第1号で、歳入歳出それぞれ221万円を追加し、総額を190億6,721万円としたもの。
議案第63号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	委員に古谷定光氏(上吉田7丁目14番21号)、渡邊和雄氏(下吉田1112番地)を選任するもの。
議案第64号	人権擁護委員の推薦について	同意	委員に堀内三由氏(新倉41番地)、滝口政憲氏(上暮地8丁目9番3号)、荒井繁氏(下吉田758番地)、渡邊治信氏(下吉田1787番地の3)、桑原肇氏(大明見1112番地の1)、加藤麗蔵氏(小見見2167番地)をそれぞれ法務大臣に対し推薦するもの。
議案第65号	基地対策予算の増額等を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
議案第66号	義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
議案第67号	道路特定財源確保に関する意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	選任	議会運営委員会委員を選任するもの。
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選任	総務経済、文教厚生、建設水道の3常任委員会委員を選任するもの。
選挙第2号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、上吉田区域の佐藤みどり議員が当選。
選挙第3号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、奥脇和一議員、渡辺忠義議員、渡辺孝夫議員、宮下正男議員が当選。
選挙第4号	富士吉田市議会議長の選挙について	選挙	指名推選により、第56代議長に佐藤達議員が当選。
選挙第5号	富士吉田市議会副議長の選挙について	選挙	指名推選により、第54代副議長に渡辺利彦議員が当選。

議案の処理結果(第3回臨時会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第68号	市道の変更について	可決	山梨県が進めている(仮称)新倉トンネルの坑口が決定したことに伴い、市道新倉南線の終点、幅員及び延長を、それぞれ変更するもの。